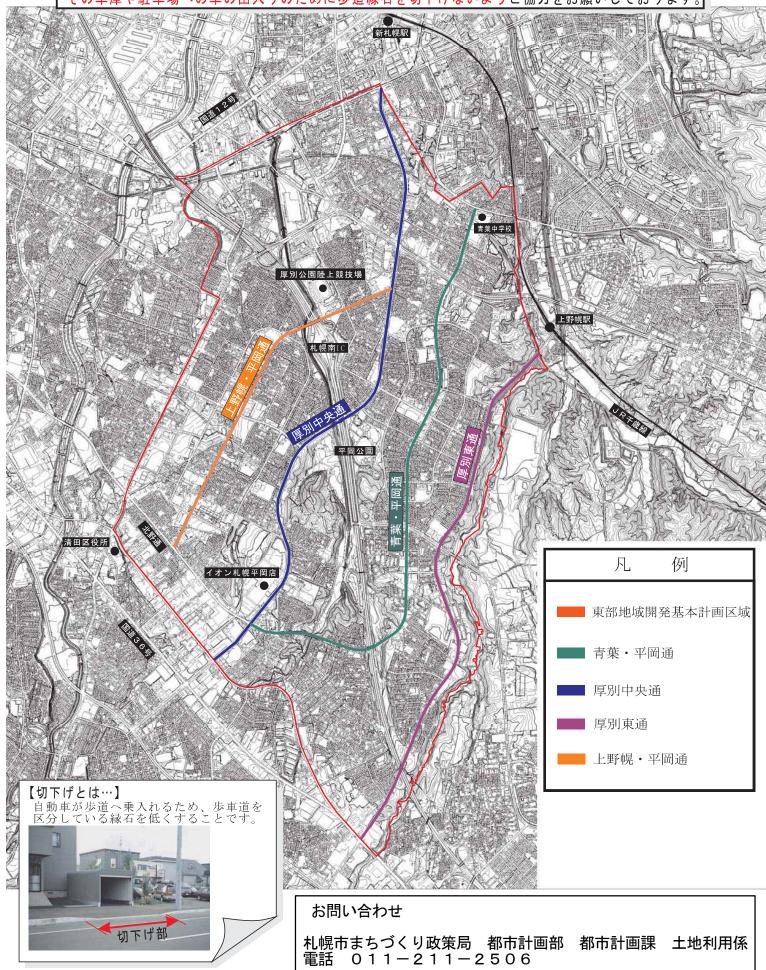
# 参考資料1

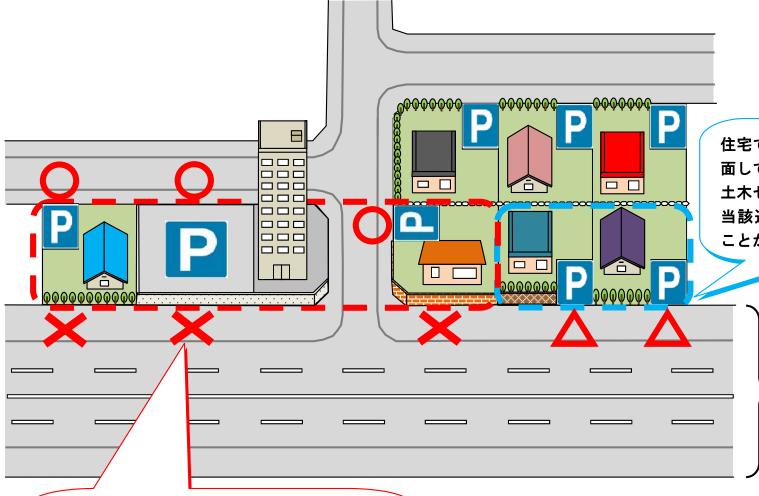
### 歩道縁石切下げ対象路線図

札幌市では、下図に示す道路に面する住宅において、 その車庫や駐車場への車の出入りのために歩道縁石を切下げないようご協力をお願いしております。



### 参考資料2

## 歩道縁石切下げの制限の適用例



住宅で、指定された道路\*のみに面している場合は、各区の土木センターへ申請をした上、当該道路の歩道縁石を切下げることができます。

やむを得ない場合

#### ※指定された道路 (参考資料1 参照)

- ①青葉・平岡通
- ②厚別中央通
- ③厚別東通
- 4上野幌 平岡通

住宅で、指定された道路\*以外に面する道路がある場合は、指定された道路\*の歩道縁石を切下げないようお願いしております。

お問い合わせ

札幌市まちづくり政策局 都市計画部 都市計画課 土地利用係 電話 011-211-2506